国内受注型企画旅行契約 取引条件説明書面《共诵事項》

国内受注型企画旅行契約をお申込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

おのみちバス株式会社

広島県知事登録旅行業第2-377号 一般社団法人全国旅行業協会正会員 尾道市東尾道 18番地1 総合旅行業務取扱管理者/橘高将利 (2018/06/01)

1. 国内受注型企画旅行契約

- (1)「国内受注型企画旅行契約」(以下「旅行契約」といい ます。)とは、おのみちバス株式会社(広島県尾道市東 尾道18番地1、広島県知事登録旅行業第2-377号) がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客 様が提供を受けることができる運送・宿泊その他の旅行 に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の 内容並びにお客様がおのみちバス株式会社(以下「当 社」といいます。)に支払うべき旅行代金の額を定めた 旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する 旅行契約をいいます。
- (2) この書面(以下「共通事項書面」といいます。)は、旅行 業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件 説明書面の一部であり、旅行契約が成立した場合は、 旅行業法第 12 条の 5 及び観光庁認可の当社旅行業 約款(受注型企画旅行契約の部)第9条第1項による 契約書面の一部となります。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、国内旅行企画書「①国内旅行 旅程表(以下「旅程表」といいます。). ②ご旅行代金お見 積書〈国内受注型企画旅行契約〉(以下「見積書」といいま す。)、③国内受注型企画旅行契約取引条件説明書面 《個別事項》(以下「個別事項書面」といいます。)、④共通 事項書面、⑤その他の企画内容に関する資料」に記載さ れている条件のほか、旅行出発前にお渡しする最終旅行 日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といい ます。)、及び観光庁認可の当社旅行業約款(受注型企画 旅行契約の部〉(以下「約款」といいます。)によります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って旅行 サービスの提供を受けることができるように手配し、旅程 を管理することを引き受けます。

2. 旅行契約の申込み

- (1) 当社がお客様にお渡しした国内旅行企画書の内容に関 し旅行契約を申込もうとするお客様は、当社所定の国 内受注型企画旅行契約申込書(以下「申込書」といい ます。)に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める 金額の申込金又は旅行代金の全額(以下「申込金等」 といいます。)を添えてお申込みいただきます。申込金 等は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部ま たは全部として取り扱います。
- (2)この旅行に、旅行開始日当日における満年齢が 20 歳 未満の方が保護者の同行がなく単独で参加される場合 は親権者代表様の同意書が必要です。また、15 歳未 満の方は保護者(20歳未満の方は保護者となりませ ん。)の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (3) 特別な配慮を必要とする場合
- ① お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれて いない特別な配慮、措置が必要になる可能性がありま す。健康を害している方、車椅子などの器具をご利用に なっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギ -·動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能 性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介 助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方 は、旅行申込みの際に、旅行参加にあたり特別な配慮 が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約締結後に これらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。 あらためて当社からご案内申しあげますので旅行中に必

要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

- ② 前①のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理 的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の 状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書 面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- ③ 当社は、旅行の安全かつ円滑な運営のために、介助者 又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、旅行内容の 一部について内容を変更すること等を条件とすることがあ ります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配 することができない場合又は運送・宿泊その他の旅行に 関するサービスの提供機関(以下「旅行サービス提供機 関心いいます。)が当該措置を講じることができると当社 で確認できない場合は、当社は旅行契約の締結をお断り し、又は、旅行契約を解除させていただくことがあります。
- ④ お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講 じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (4) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は、別途の手続・手 配等が必要となる場合がありますのでので、必ずお申込 み時にお申し出ください。
- (5) 団体・グループ契約
- ① 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様が その責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。) を定めて申込んだ旅行契約の締結については、本項 (5)②~⑤の規定を適用します。
- ② 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその 団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」とい います。)の旅行契約の締結及び解除等に関する一切 の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グルー プに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者 との間で行います。
- ③ 契約責任者は、個別事項書面に当社が定める日まで に、構成者の名簿(以下「旅行者名簿」といいます。)を 当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又 は将来負うことが予測される債務又は義務については、 何らの責任を負うものではありません。
- ⑤ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場 合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が 選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (7) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合 は、当社にその旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等 の書面による連絡が必要です。

3. 旅行契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じ ないことがあります。

- (1) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の 円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき
- (2) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力 団関係者、暴力団関係企業、総会屋その他反社会的 勢力であると認められるとき。
- (3) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要 求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用 いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- (4) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用い て当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する

行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(5) 当社の業務上の都合があるとき。

4. 旅行契約の成立時期

- (1) 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、第2項 (1)による申込金等を受理した時に成立します。
- (2) 当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合、第 2 項(1)、本項(1)にかかわらず書面による特約をもって、 申込金等の支払いを受けることなく旅行契約の申込み を受けることがあります。この場合、当社は、お客様にそ の旨を記載した書面を交付するものとし、旅行契約は当 社が旅行契約の締結を承諾し、当該特約書面を交付し たときに成立します。

5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日 程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び 当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しし ます。契約書面は、国内旅行企画書により構成されます。
- (2) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負 う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載 するところによります。

6. 最終旅行日程表

- (1) 前項(1)の契約書面において、確定された旅行日程又 は表示上重要な運送若しくは宿泊機関の名称を記載で きない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重 要な運送機関の名称を限定して列挙したうえで、契約 書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前 日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に 旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開 始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの 確定状況を記載した最終旅行日程表をお渡しします。
- (2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望する 問合せがあったときは、最終旅行日程表のお渡し前で あっても当社は手配状況について迅速かつ適切にご説 明いたします。
- (3) 最終旅行日程表をお渡しした場合には、当社が手配し 旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当 該最終旅行日程表に記載するところに特定されます。
- (4) 最終旅行日程表は作成しないことがあります。

7. 旅行代金の額、旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金の額は見積書に記載します。
- (2) 参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合であって、 旅行開始日当日における満年齢が12歳以上の方は「おと な代金」6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳 未満の方は「こども代金」となります。3 歳未満で航空座席 及び客室におけるベッドを専用では使用しない方は「幼児 代金となります。国内旅行企画書、申込書等に特に記載 がない場合は、すべて「おとな代金」の適用となります。
- (3) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼっ て 21 日目にあたる日より前に、当社がお支払いの確認 ができるようにお支払いいただきます。
- (4) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目 にあたる日以降に旅行契約のお申込みをされた場合、 旅行代金は、申込時点又は旅行開始日前の当社が指 定する期日より前に、当社がお支払いの確認ができるよ

うにお支払いいただきます。

(5) 本項(2)(3)にかかわらず当社が国内旅行企画書、申込 書、ご旅行代金請求書等に旅行代金のお支払い期日を 指定した場合は、当該指定する期日より前に、当社がお 支払いの確認ができるようにお支払いいただきます。

旅行代金に含まれるもの

国内旅行企画書に「旅行代金に含まれるもの」として明示 した費用。なお、これらの費用はお客様のご都合により一 部利用されなくても払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 第 8 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例
- (1) 国内旅行企画書に「旅行代金に含まれないもの」として 明示した費用。
- (2) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分
- (3) 空港施設使用料. 運送機関が課す付加運賃・料金 (例:燃油サーチャージ)。ただし、国内旅行企画書に含 まれるものとして明示した場合を除きます。
- (4) クリーニング代、電報電話等通信料金、宿泊機関のメイ ド等に対する心づけ、その他追加飲食等個人的性質の 諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。
- (5) 傷害、疾病に関する医療費。
- (6) 希望者のみ参加されるオプショナルツアー等(別涂料 金の小旅行)の参加料金。
- (7) お客様自身の希望により生ずる旅行契約の内容に含ま れないその他の追加料金(入場見学料、食事代、写真 代、交通費など)。
- (8) お客様のご自宅から発着地までの交通費、宿泊費。

10. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅 行契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能 な限りお客様の求めに応じます。
- (2) 当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱 暴動、旅行サービス提供機関の旅行サービスの提供の 中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送 サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生 じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図る ためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに 当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由 との因果関係を説明して、旅行契約内容を変更するこ とがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得な いときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後には、次の場合を除き旅行代金の 額の変更はいたしません。

- (1) 第 10 項(1)により旅行契約内容の変更の求めがあり、 当社がその求めに応じたとき。
- (2) 利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情 勢の変化等により、国内旅行企画書の交付の際に明示し た時点において有効なものとして公示されている適用運 賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて 増額又は減額されたときは、当社は、その増額又は減額 される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額し ます。ただし、旅行代金を増額する場合は旅行開始日の 前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前 にお客様にその旨を通知します。適用運賃・料金が減額 された場合は、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は、第10項(2)により旅行契約内容が変更され、旅 行実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合(費 用の増加が、旅行サービス提供機関が当該旅行サービ

- スの提供を行っているにもかかわらず、旅行サービス提 供機関の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生した ことによる場合を除きます。)には、当該旅行契約内容の 変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更す ることがあります。ただし、当該旅行契約内容の変更のた めにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消 料、 違約料その他の既に支払い、 又はこれから支払わな ければならない費用はお客様の負担となります。
- (4) 当社は、旅行サービス提供機関の利用人員により旅行 代金が異なる旨を国内旅行企画書又は契約書面に記 載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に 帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったと きは、旅行代金の額を変更します。

12. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方 に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に 所定の事項を記入のうえ、所定の金額の手数料(第13項 (1)による取消料と同額になる場合がございます。)とともに 当社に提出していただきます。また、既に航空券を発行し ている場合、別途再発券に関わる費用を申し受けます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力 を生じ、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この 旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することと なります。なお、当社は旅行サービス提供機関が交替に応 じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

お客様の旅行契約解除権

- (1) お客様から企画料金又は取消料をいただく場合
- ① お客様は、国内旅行企画書又は契約書面に記載する 企画料金又は取消料をお支払いいただくことにより、い つでも旅行契約を解除することができます。なお、「旅 行契約の解除期日」は、お客様が当社の営業所の営 業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた 時を基準とします。
- ② 当社の責任とならない各種ローン等の取扱い上による お取消しの場合も本項(1)①の企画料金又は取消料 をいただきます。
- ③ お客様のご都合による出発日の変更、旅行サービス提 供機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全 体のお取消しとみなす場合があり、その場合は本項(1) ①の企画料金又は取消料をいただきます。
- ④ 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ) の値上げを理由に旅行契約を解除される場合において も、本項(1)①の企画料金又は取消料をいただきます。
- ⑤ 当社は、本項(1)①②③④により旅行契約が解除され たときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は 申込金等)から本項(1)①の企画料金又は取消料を 差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで本項(1) ①の企画料金又は取消料がまかなえないときは、その 差額を申し受けます。また、ご参加のお客様からは 1 室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、そ の差額の旅行代金をそれぞれいただきます。
- (2) お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画 料金又は取消料を支払うことなく旅行契約を解除する ことができます。
- ① 第 10 項(2)に基づき旅行契約内容が変更されたとき。 ただし、その変更が第24項の表左欄に掲げるもの、そ の他の重要なものであるときに限ります。
- ② 第 11 項(2)に基づき旅行代金が増額されたとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供機関の旅行サ 一ビスの提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生 じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可 能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ④ 当社がお客様に対し、所定の期日までに最終旅行日 程表をお渡ししなかったとき。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した 旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行途中 で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客 様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (4) お客様は、お客様の責に帰さない事由により契約書面に 記載した旅行サービスを受領することができなくなったと き又は当社がその旨を告げたときは、取消料を支払うこと なく、旅行サービスが当該受領することができなくなった 部分の旅行契約を解除することができます。この場合に おいて、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受 領することができなくなった部分に係る金額から当該旅 行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払 い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金 額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限 ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

当社の旅行契約解除権(旅行開始前の解除)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明 して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由に より、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ② お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行 の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ③ お客様が旅行契約内容に関し合理的な範囲を超える 負担を求めたとき。
- 4) お客様が第3項(2)から(4)に該当することが判明したとき。
- ⑤ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう に、当社があらかじめ旅行契約の締結の際に明示した 旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ が極めて大きいとき。
- ⑥ 天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供機関の旅 行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の 当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約 書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円 滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが 極めて大きいとき。
- (2) お客様が第 7 項に定める期日までに旅行代金を支払 わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお 客様が旅行契約を解除したものとします。この場合に おいて、お客様は当社に対し、第 13 項(1)に定める企 画料金又は取消料に相当する額の違約料をお支払い いただきます。

当社の旅行契約解除権(旅行開始後の解除)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっ てもお客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除す ることがあります。
- ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由に より、旅行に耐えられないと認められるとき。
- ② お客様が第3項(2)から(4)に該当することが判明したとき。
- ③ お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗 員その他の者による当社の指示への違背、これらの者 又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫によ り、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑 な実施を妨げるとき。
- ④ 天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供機関の旅 行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の 当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行 の継続が不可能となったとき。
- (2) 当社が、本項(1)に基づき旅行契約を解除したときは、当 社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消

滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サ ービスに関する当社の債務については、有効な弁済がな されたものとします。また、当社はこの場合において、旅 行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅 行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービ スに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこ れから支払わなければならない費用に係る金額を差し引 いたものをお客様に払い戻しいたします。

(3) 当社は、本項(1)①④により当社が旅行開始後に旅行 契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じて、お客 様の費用の一切のご負担で出発地に戻るために必要な 旅行サービスの手配を引き受けます。

16. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、第 11 項(1)(2)(3)(4)の規定により旅行代金が減 額された場合又は第 13 項、14 項、15 項の規定により旅 行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべ き金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻し にあっては解除の日の翌日から起算して 7 日以内に、減 額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約 書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以 内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡し したクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提 出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないこと があります。

17. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保する ことに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。た だし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、及 び国内旅行企画書又は契約書面に別途明示した場合に は、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないお それがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行 サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置 を講ずること。
- (2)(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変 更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこ と。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行 日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう 努めること、また、旅行サービスの内容を変更するとき は、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同 様のものとなるよう努めること等、旅行契約内容の変更 を最小限にとどめるよう努力すること。

18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で 行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施する ための当社の指示に従っていただきます。

19. 添乗員他

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行さ せて第 17 項に掲げる業務その他の当該旅行契約に付 随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わ せることがあります。
- (2) 添乗員の同行の有無は、旅程表、見積書又は個別事 項書面に記載いたします。
- (3) 添乗員その他の者が本項(1)の業務に従事する時間 帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。
- (4) 添乗員が同行しない場合及び現地係員が業務を行わ ない区間においては、お客様ご自身で旅程管理をお願 いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるた めに必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サ ービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で

行っていただきます。また、交通機関等のサービス提供 の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止めにす る場合、当社に連絡お願いいたします。なお、当社が休 業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご 自身で、残りのご利用予定サービス提供機関(ホテル、 交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたし ます。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権 利放棄したことになり、一切の返金を受けられないことに なりますのでご注意ください。

- (5) 添乗員が同行しない場合及び現地係員が業務を行わ ない区間において、悪天候等によって旅行サービス内 容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替 サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で 行っていただきます。
- (6) 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無は、 旅程表、見積書又は個別事項書面に記載いたします。
- (7) 全国通訳案内士又は地域通訳案内士が同行する場合、 同行のための費用及び同行の手配に要する費用を別 途申し受けます。

20. 保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害その他の事由に より医師の診断又は加療等保護を必要とする状態にあると 認めたときは、必要な措置を取らせていただきます。この場 合において、これが当社の責に帰すべき事由によるもので ないときは、当該措置に要した一切の費用はお客様のご負 担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに 当社の指定する方法で支払わなければなりません。

当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の 手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与え たときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生 の翌日から起算して 2 年以内に当社に対し通知があっ たときに限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被 られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただ し、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証 明されたときは、この限りではありません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行 日程の変更もしくは旅行の中止
- ② 旅行サービス提供機関の事故もしくは火災により発生
- ③ 旅行サービス提供機関の旅行サービスの提供の中止、 又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅 行の中止
- ④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅 行の中止
- ⑤ 自由行動中の事故
- ⑥ 食中毒
- ⑦ 盗難
- ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変 更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もし くは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害について は、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起 算して、14 日以内に当社に対して通知があったときに限 り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意又は 重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

22. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行 為、もしくはお客様が約款の規定を守らないことにより当 社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠 償を申し受けます。

- (2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から 提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の 旅行契約の内容について理解するよう努めなければな りません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、万が一、契約書面に記載さ れた旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認 識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又 は当社の手配代行者、添乗員、斡旋員、現地係員、旅 行サービス提供者に申し出なければなりません。
- (4) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行 に伴う旅行サービス提供機関等の運賃・料金及び諸費 用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様の貴重品等はご自身の責任で管理いただくよう お願いいたします。当社、当社の係員、及び、添乗員は お客様の貴重品等をお預かりすることはありません。
- (6) お客様の不注意による荷物の紛失、忘れ物が発生した場 合、それを回収するために伴う諸費用、それを当社にてお 探しする場合の諸費用、別行動手配に要した諸費用が発 生した場合は、その費用をお客様にご負担いただきます。 また、この場合、お忘れ物等が発見されない場合でも請求 させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (7) お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中等にお土 産店にご案内することがありますが、購入の際には、お 客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の 交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブル が生じないように商品の確認及びレシートの受け取りな どを必ず行ってください。

特別補償

- (1) 当社は、第 21 項(1)の規定に基づく当社の責任が生ず るか否かを問わず、約款の別紙特別補償規程により、 お客様が当社の国内受注型企画旅行参加中(以下 「旅行参加中」といいます。)に、急激かつ偶然な外来の 事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られ た一定の損害について、死亡補償金1,500万円、入院 見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見 舞金として通院日数により 1 万円~5 万円を支払いま す。携行品にかかる損害補償金は、お客様 1 名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の 1 個又は1対については10万円を限度とします。
- (2) 当社が第 21 項(1)の責任を負うことになったときは、こ の補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は 全部に充当します。
- (3) 旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受 して実施される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当 社が企画・旅行実施するものについては、主たる旅行契 約の一部として取り扱います。
- (4) 旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サ -ビスの提供を一切受けない日が定められている場合 において、その旨及び当該日に生じた事故による生命。 身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞 金の支払いが行われない旨について契約書面に明示し たときは、当該日は旅行参加中とはいたしません。
- (5) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故 意、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提 供の受領、疾病等のほか、国内受注型企画旅行に含 まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング・山岳 登はん・ボブスレー・リュージュ・ハングライダー搭乗、 超 軽量動力機搭乗などの他、これらに類する危険な運動 中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補 償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が 国内受注型企画旅行日程に含まれているときは、この

限りではありません。

(6) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、 航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証 書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種 データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の 約款の別紙特別補償規程に定められている補償対象 除外品については、損害補償金を支払いません。

24. 旅程保証

- (1) 当社は、旅行日程に次表左欄に掲げる重要な変更(次 の①②③に掲げる変更を除きます。)が生じたときは、旅 行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変 更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以 内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当 社に第 22 項(1)の規定に基づく責任が発生することが 明らかである場合には、この限りではありません。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補 償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行わ れているにもかかわらず旅行サービス提供機関の座 席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる 変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変. イ. 戦乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令、オ. 欠航、不 通、休業等の旅行サービス提供機関の旅行サービス提 供の中止、カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の 運行計画によらない運送サービスの提供、キ. お客様の 生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ② 第 13 項から第 15 項までの規定に基づいて旅行契約 が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- ③ 旅程表等に記載した旅行サービスの提供を受ける順 序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービ スの提供を受けることができた場合においては、当社は 変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対 して 1 旅行契約につき旅行代金に 15%を乗じた額をも って限度とします。また、お客様 1 名に対して 1 旅行契 約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満で あるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後 に、当該変更について、当社に第21項(1)の規定に基づ く責任が発生することが明らかになった場合には、お客様 は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければ なりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当 社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき 変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補 償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービス の提供をすることがあります。

当社が変更補償金を 支払う変更	一件あたりの率(%)	
	旅行	旅行
	開始前	開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開	1.5	3.0
始日又は旅行終了日の変更		
(2) 契約書面に記載した入場す	1.0	2.0
る観光地又は観光施設(レ		
ストランを含みます。)その		
他の旅行の目的地の変更		
(3) 契約書面に記載した運送機	1.0	2.0
関の等級又は設備のより低		
い料金のものへの変更(変		
更後の等級及び設備の料金		
の合計額が契約書面に記載		
した等級及び設備のそれを		
下回った場合に限ります。)		
(4) 契約書面に記載した運送機	1.0	2.0
関の種類又は会社名の変更		

- (5) 契約書面に記載した本邦内 1.0 2.0 の旅行開始地たる空港又は 旅行終了地たる空港の異な る便への変更 (6) 契約書面に記載した宿泊機 1.0 20 関の種類又は名称の変更 (7) 契約書面に記載した宿泊 1.0 20 機関の客室の種類、設 備、景観その他の客室の 条件の変更
- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日 の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開 始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお 客様に通知した場合をいいます。
- 注2 確定書面(最終旅行日程表)が交付された場合に は、「契約書面」とあるのを「確定書面(最終旅行日程 表)」と読み替えた上で、この表を適用します。この場 合において、契約書面の記載内容と確定書面(最終 旅行日程表)の記載内容との間又は確定書面(最終 旅行日程表)の記載内容と実際に提供された旅行サ ービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの 変更につき一件として取扱います。
- 注3 (3)(4)に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の 利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取 扱います。
- 注4(4)に掲げる運送機関の会社名の変更については、 等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には 適用しません。
- 注5 (4)(6)(7)に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の 中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊 につき一件として取扱います。

個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し提出された申込書に 記入いただいた必要項目又は提出を受けた旅行者名 簿に記載された必要項目について旅行者の個人情報 を取得いたします。当社にご提供いただく個人情報の項 目をお客様がご自分で選択することはお客様の任意で すが、全部又は一部の個人情報をご提供いただけない 場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービス の手配及び旅行サービスの受領のために必要な手続き がとれない場合、お客様の旅行のお申込み、ご依頼を お引き受けできないことがあります。
- (2) 当社は、申込書又は旅行者名簿に記載された個人情報 について、お客様との間の連絡のために利用させていた だくほか、お申込みいただいた旅行において旅行サービ ス提供機関の提供する旅行サービスの手配及びそれら の旅行サービスの受領のための手続に必要な範囲内、 当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する 保険の手続き上必要な範囲内で、それら旅行サービス 提供機関、保険会社等に対し、お客様の氏名・性別・生 年月日又は年齢・住所・連絡先電話番号を、あらかじめ 電子的方法等で送付することによって提供いたします。 旅行契約をお申込みいただく際には、これらの個人デー タの提供について旅行者に同意をいただくものとします。
- (3) 当社では、①旅行保険等旅行に必要な当社と提携す る企業の商品やサービスのご案内、②当社の商品やキ ャンペーン情報のご案内、③よりよい旅行商品を開発す るためのマーケット分析、④旅行参加後のご意見やご感 想の提供のお願い、⑤アンケートのお願い、⑥特典サー ビスの提供、⑦統計資料の作成のために、お客様の個 人情報を利用させていただくことがあります。
- (4) 当社は、旅行の安全及び旅行サービス提供機関の提供 する旅行サービスの確実な受領のため、契約責任者及 び契約責任者が旅行に同行しない場合における契約責 任者が選任した旅行者の氏名及び旅行中連絡が可能な 電話番号を、旅行サービス提供機関に提供いたします。
- (5) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の

旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしており ます。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で 国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた 場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡 先の方の個人情報を当社らに提供することについて国 内連絡先の方の同意を得るものとします。

26. 貸切バス事業者の安全情報他

(1) 貸切バス事業者の安全情報については、「国土交通省 自動車総合安全情報」及び「公益社団法人日本バス 協会貸切バス安全性評価認定制度」でご確認ください。 国土交通省自動車総合安全情報

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/

公益社団法人日本バス協会貸切バス安全性評価認 定制度 http://www.bus.or.jp/safety/

- (2) 旅行業法施行要領の禁止事項の規定により、旅行出 発時(配車地)、旅行終了時、及び、旅行中の旅行者 の貸切バス乗降場所について、旅行者の安全の確保が 十分でない場所を選定することはできません。
- (3) 貸切バス運行中は、旅行者の安全のためシートベルの 着用をお願いいたします。
- (4) 厚牛労働省労働基準局の規定に基づく旅行中の運転 手の休憩についてご理解とご協力をお願いいたします。

27. 旅行条件·約款準拠

国内旅行企画書に記載のない事項は、約款に定めるとこ ろによります。また、旅行条件は国内旅行企画書に記載し た期日を基準にしております。

旅行傷害保険について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費 等がかかることがあります。これらの治療費、移送費、また、 死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分 な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。

29. その他

- (1) 集合時刻は厳守してください。集合時刻に遅れ参加で きない場合の責任は一切負いかねます。
- (2) 旅行先の旅行会社等が実施する小旅行(オプショナルツ アー)は第24項による旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに最終旅行日 程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、 通知ができない事情がある場合は、その事情がなくなり 次第ご通知ください。
- (4) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得な い事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるい は宿泊しなければならない事態が生じても当社はその 請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短 縮による補償にも応じられません。
- (5) 航空会社の FFP(Frequent Flyers Program=マイレージ) やホテルチェーンなどが発行するメンバーズカード等の ポイント付与や特典については、同サービスに関するお 問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該旅行サービ ス提供機関にご確認ください。なお、当該旅行サービス 提供機関の変更による第21項の責任は負いません。
- (6) 手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機 関に運送委託手続きを代行するものです。
- (7) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機 に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベ ラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗 される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行さ れたものとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責 任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。